

## 十日町商工会議所会員向け特別融資制度商品一覧

平成21年5月1日現在（各金融機関の商品内容は変更する場合があります。）

金融機関	第四銀行	北越銀行		大光銀行			新潟懸信用組合 (十日町支店、下条支店、川西支店)	商工組合中央金庫 (長岡支店)
商品名	十日町商工会議所会員向け 事業安定化資金	十日町商工会議所会員向け 事業発展ローン「はればれ」	十日町商工会議所会員向け ホクシンビジネスローン「新鮮力」	十日町商工会議所会員向け たいこうイック事業ローン	十日町商工会議所会員向け たいこうビジネスローン「繁盛」	十日町商工会議所会員向け たいこう事業所	十日町商工会議所会員向け特別融資 けんしん「ビジネスローン」	中越地区商工会議所会員特別融資
融資資金	5,000万円以内	2億円以内(不動産担保を ご利用の場合5,000万円以内)	3,000万円以内	500万円以上2,000万円以内 (平均月商の2倍以内)	100万円以上 3,000万円以内	5,000万円以内	1,000万円以内(10万円単位)	3,000万円以内(100万円単位) ただし、直近決算における平均月商額以内
資金用途	運転資金・設備資金	運転資金・設備資金	運転資金・設備資金	運転資金・設備資金	運転資金・設備資金	運転資金・設備資金	事業経営に必要な運転資金・設備資金	運転資金
融資利率	1年以内・・・固定金利 1年超・・・変動金利  当行所定の利率より 0.2%の金利優遇	変動金利  当行所定の利率より 0.2%の金利優遇	手形貸付・・・当行所定の利率 (固定金利) 証書貸付・・・当行所定の利率 (変動金利・固定金利から選択)  当行所定の利率より 期間1年以内で 0.10%優遇 期間1年超で 0.20%優遇	証書貸付・・・変動金利  当行所定利率から 0.2%金利優遇	証書貸付・・・変動金利  当行所定利率から 0.2%の金利優遇	証書貸付・・・変動金利  当行所定利率から 0.2%の金利優遇	利率 年1.60%～4.40% (変動金利)  上記利率より0.3%優遇	商工中金所定の審査により決定 借入期間1年未満：短期プライムレート+ (変動金利) 借入期間1年以上：長期プライムレート+ (固定金利又は変動金利)  上記利率から0.1%優遇 さらに、日本税理士会連合会所定の 中小企業会社会計基準チェックリスト の添付があれば0.3%を優遇
融資期間	7年以内 (据置期間1年以内を含む)	10年以内 (内据置期間1年以内)	手形貸付 6ヶ月以内 証書貸付 5年以内 (当行所定の審査により融資期 間が短縮される場合があります)	無担保・・・5年以内 (据置期間6ヶ月以内含む) 信保付・不動産担保 ・・・7年以内 (据置期間6ヶ月以内含む)	5年以内	5年以内 (据置期間6ヶ月以内含む)	毎月返済：5年以内 (据置期間6ヶ月以内含む) 期日一括返済：12ヶ月以内	3年以内 据置期間なし ただし特に必要な場合6ヶ月 1年未満：手形貸付方式 1年以上：証書貸付方式
返済方法	元金均等返済または元利均等 返済(証書貸付・手形貸付) 期日一括返済(手形貸付)	元金均等または 元利均等月賦償還	手形貸付：期日一括又は分割返済 証書貸付：元金均等または元 利均等月賦償還	元金均等返済	元金均等毎月返済	元金均等毎月返済	元金均等返済 期日一括返済 (利息毎月払い)	元金均等分割償還 月賦方式、利息前払い
担保	必要により保証協会の保証 又は不動産等の担保をいた だく場合がございます	新潟県信用保証協会の 保証又は不動産担保	担保は原則不要	無担保又は信保・不動産担保	原則不要	不要	担保：不要	無担保
保証人		法人・・・原則代表者 個人事業主・・・原則不要 (不動産担保の場合は当行所定 の条件)	法人・・・代表者のみ 個人事業主・・・1名以上 (配偶者、事業承継者を含む)	保証人1名以上 (信保・不動産担保以外の場合)	法人・・・代表者 個人事業主・・・原則不要	法人・・・代表者 個人事業主・・・事業後継者 又は専従者(配偶者含む)	連帯保証人 法人：代表者 個人事業主：法定相続人又は 事業後継予定者より1名	原則として法人の代表者1名
取扱手数料	不要(不動産担保をいただく場合は 所定の手数料が必要となります)	不要(不動産担保をいただく場合は 所定の手数料が必要となります)	不要	不要	不要	不要	無料	不要
申込資格	十日町商工会議所の会員	十日町商工会議所の会員で 下記条件を満たす方 中小企業・個人事業主 個人事業主の方は次の条件 を満たす方 (1) 融資実行時満20歳以上 60歳6ヶ月以下で、完済時 75歳6ヶ月以下であること (2) 団体信用生命保険に加入 いただけること 不動産担保の場合は6ヶ月 以上同一事業を営んでいる こと	十日町商工会議所の会員で 下記条件を満たす方 決算書が2期分提出できる方 (個人事業主の方は青色申告 書及び貸借対照表を添付) 当行からの借入総額が本ロー ンを含め3,000万円以内で あること 直近の決算で債務超過でな いこと(法人の方) 税引後、減価償却前利益が 直近2期のうちいずれかがブ ラスであること(法人の方) 当行の審査基準を満たすこと	十日町商工会議所の会員で 下記条件を満たす方 当行所定の審査基準を 満たしている方 融資額は、直近決算の 平均月商の2倍以内	十日町商工会議所の会員で 下記条件を満たす方 業歴3年以上の法人及 び個人事業主 当行所定の審査基準を 満たしている方	十日町商工会議所の会員で 下記条件を満たす方 業歴3年以上かつ2期以 上の決算を実施している 法人及び個人事業主 当行所定の審査基準を 満たしている方	十日町商工会議所の会員で 下記条件を満たす方 業歴が2年以上の法人及び 個人事業主で当組合の審査 基準を満たしている方 当組合の組合員であること	以下の要件を全て満たす法人の方 商工会議所の会員歴が3年以上 業歴を3年以上有する方 商工中金から本「特別融資」以外の 借入金がないこと 既往の取引金融機関からの借入につ き延滞または返済緩和の条件変更が ないこと 貸金業、公序良俗に反する事業を営 んでいないこと 商工中金の所属組合の組合員であるこ と 決算において2期以上の連続経常赤 字、債務超過などの方については、ご 希望にお答えできないこともあります
必要書類	会員証明書 税務署受付印のある 決算書類(2期分) その他所定の書類	会員証明書 その他所定の書類	会員証明書 その他所定の書類	会員証明書 その他所定の書類	会員証明書 納税証明書 その他所定の書類 保証協会の保証が必要 となります(保証料必要)	会員証明書 その他所定の書類 保証協会の保証が必要 となります(保証料必要)	会員証明書 決算書及び確定申告書 2期分 その他所定の書類	借入申込書(所定の様式) 企業概要説明書(所定の様式) 決算書3期分(最新期分は、税務申告 書別表と勘定科目明細を添付) 直近3ヶ月以内の試算表 会員証明書 日本税理士会連合会所定のチェッ クリスト(ある方のみで結構です) その他審査上必要な書類
その他			原則3営業日以内に スピード回答いたします	原則5営業日以内に回答いた します	原則3営業日以内に スピード回答いたします	原則3営業日以内に スピード回答いたします		必要書類受領後5営業日程度で 回答いたします
優遇ポイント	金利優遇	金利優遇	金利優遇 スピード 審査	金利優遇	金利優遇 スピード 審査	金利優遇 スピード 審査	金利優遇	金利優遇 スピード 審査